

令和7年分 給与支払報告書の提出の手引

令和7年1月1日から12月31日までの間に、従業員等に対して給与を支払われた方は、支払いをしたすべての方について給与支払報告書を作成し、各市区町村に提出してください。

提出期限 令和8年2月2日(月曜日) ※1月15日(木曜日)までの提出にご協力ください。

提出先

在職者…令和8年1月1日現在の住所地の市区町村に提出してください。

退職者…退職時の住所地の市区町村に提出してください。

高山市の受付窓口

窓口にて提出…税務課市民税係又は各支所地域振興課窓口にて職員に渡してください。

郵便にて提出…郵便にて税務課市民税係まで送付してください。

eLTAX に関するお知らせ

●特別徴収を行うべき事業所において、普通徴収とする従業員がいる場合は、摘要欄に「a~dの特別徴収ができない(普通徴収)理由を入力し、普通徴収欄にチェックを入力してください。

●令和8年度特別徴収税額通知を「電子による通知」を希望する場合は、**期限内**にeLTAXにて給与支払報告書を提出、受給者番号及びメールアドレスを必ず設定してください。
(期限後の提出、受給者番号(使用できない文字、記号があります)やメールアドレスに不備がある場合は、電子ではなく書面による通知となります。)

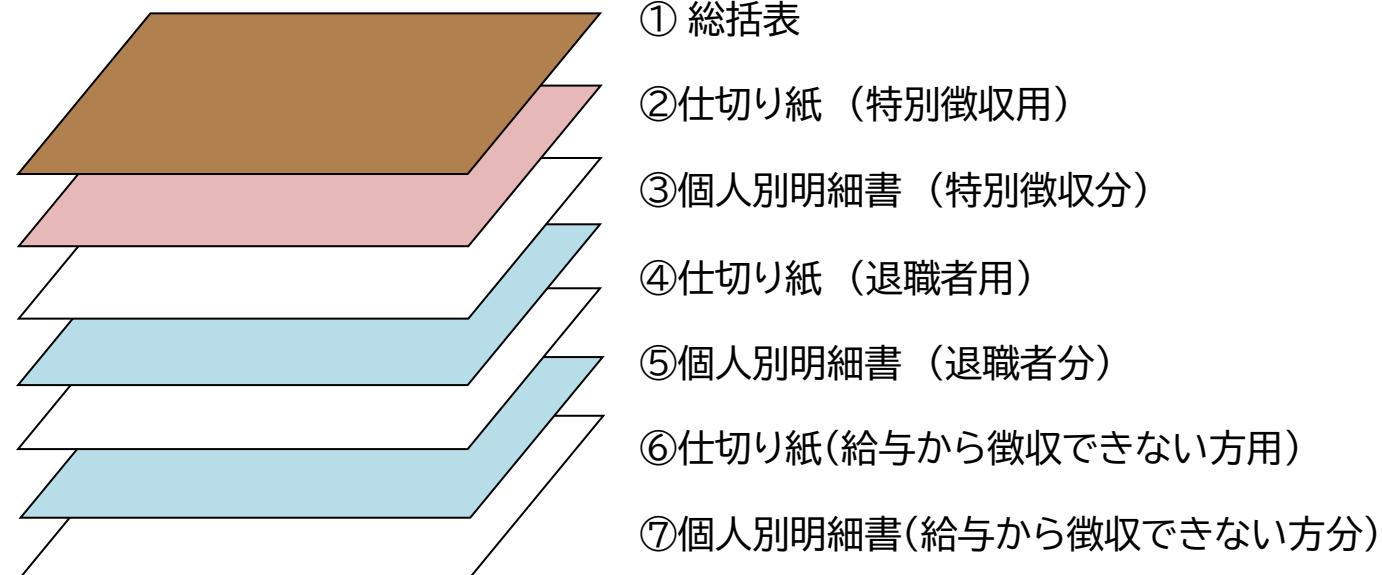
【eLTAX サービスに関しては下記へお問合せください】

eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)

【総括表】の記入のしかた

給与支払報告書(総括表)		種別	整理番号	指定番号
		※	※	9000001
⑧ 高山市長殿 令和8年1月9日提出				
給与支払報告書の提出者番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	個人番号又は右詰で記載してください。		
事業種目	建設業			
受給者総人員	36人			
住所地別数	5			
特別徴収(令和8年6月から市・県民税を給与から徴収できる方)	24人			
普通徴収(市・県民税を給与から徴収できない方)	2人			
退職者	1人			
計	27人			
前職分を含む場合の摘要欄の記載について	記載有・該当なし			
納入書の送付	必要・不必要			
新たに特別徴収を開始	○			
令和8年6月から初めて市・県民税を給与から徴収(特別徴収)する場合、右の「新たに特別徴収を開始」に○をしてください。				
特別徴収を開始した場合、令和7年5月下旬までに従業員の給与から毎月徴収していただく税額をお知らせします。				
個人明細書1枚目(市区町村提出用)に総括表を添えて提出してください。 提出期限1月末日				

給与支払報告書の綴り方について



高山市財務部税務課市民税係

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話:0577-35-3626(直通) 0577-32-3333(代表)

(平日 8時30分から17時15分まで)